

令和5年10月11日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第33号

～ 本号掲載内容 ～

- 1 成年後見制度利用促進室長よりごあいさつ
- 2 市町村セミナーを開催しました
- 3 都道府県交流会の紹介
- 4 各種手引きが改訂されました
- 5 その他
- 6 K-ねっと Q&A



1. 成年後見制度利用促進室長よりごあいさつ

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室長
火宮 麻衣子

9月13日付けで成年後見制度利用促進室長に着任した火宮です。人が自らの意思を尊重され、安心して生きていく上で重要な制度の利用促進を担当することとなり、その責任の重さを感じています。先に進めるために鋭意取り組んでいきたいと思っています。

成年後見制度については、利用自体は拡大していますが、まだまだ十分には対応できていない状況だと思われま。第一期基本計画期間で認識された課題も踏まえ、成年後見制度の見直しの検討、総合的な権利擁護支援策の充実等が進められています。

令和4年度から取り組んでいる「持続可能な権利擁護支援モデル事業」は、現場の取組における様々な工夫を応援し、その中から横展開できる取組を広げていきたいと考えています。

都道府県の法人後見の体制整備を進める取組については、横展開に繋げていくため、今年度、手引きにまとめていきたいと考えています。また、市町村の取組として「身寄りのない人等への簡易な金銭管理などの生活支援サービスを利用できるようにする取組」を支援しています。自治体毎に様々な工夫がされており、取組の好事例を紹介し、他の自治体の

取組に繋げていければと思っています。

直近の動きとしては、総務省から「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査」の結果が公表される等、身寄りのない方への対応についての社会的な要請が高まっています。今年度、モデル事業として見守りや死後事務を対象に含めて検討されている自治体もあります。こうした取組に注目したいと思います。

このモデル事業は来年度も拡充すべく予算要求をしています。身寄りのない方への権利擁護支援策として、意思決定支援を確保しながら、見守りから死後事務といったパッケージでの支援について、来年度以降、より具体的な取組を進められないか検討してまいりたいと思っています。

着任したばかりで、まだ十分に現場に足を運べていませんが、今後、可能な限り各地域での取組を実際に見たり、現場の方をはじめ、様々な方々と意見交換をしたりさせていただきたいと思っています。取組の一層の推進に向けて、皆様の忌憚のないご意見を直接お聞かせください。どうぞよろしくお願いたします。

2. 市町村セミナーを開催しました

第168回 市町村職員を対象とするセミナーを以下の通り開催しました。実践報告について、ご紹介させていただきます。

○テーマ

「第二期成年後見制度利用促進基本計画における市町村・都道府県の役割・取組
～全国を取り組み状況、自治体の実践報告～」

○日時 令和5年6月30日（金）13：00～17：00 オンライン開催

○プログラム

（行政説明）

「第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要について」

「権利擁護支援の地域連携ネットワークについて」

「重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について」

「市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について」

〈分科会形式での実践報告と交流〉

分科会1「中核機関の立ち上げの実践報告」

（報告者）北海道せたな町 / 和歌山県串本町

分科会2「中核機関のコーディネート機能強化の実践報告」

（報告者）香川県坂出市・坂出市社協 / 山形県山形市・山形市社協

（説明）

「家庭裁判所と福祉・行政の相互理解と連携について」

多くの方にご参加いただきました。
ありがとうございました。



分科会1「中核機関の立ち上げの実践報告」

分科会1では、「中核機関の立ち上げの実践報告」と題し、北海道せたな町と和歌山県串本町よりご報告をいただきました。

北海道せたな町の取組

北海道せたな町は、令和3年12月に直営の中核機関を設置しました。人口約7千人、高齢化率47.6%、専門職も少なく、担い手の不足も感じていました。町の高齢者、障がい者の権利擁護業務担当者はケアマネ業務やその他の業務も兼務しており、余裕がない状態で、担当者が対応に悩み、抱え込んでしまうこともあったようです。そのような中、成年後見制度につなげたものの、在宅生活を継続しては命に危険性があるケースについて、専門職や関係者も交えて支援方針を話し合う機会がありました。

専門職から「せたな町は中核機関がすべきことはもうやっている、あとは名乗るだけ」という後押しもあり、中核機関の設置に向けて動き始めることになりました。

課内への説明には後見室のニュースレターや取組事例集も参考にしました。協議会は少人数で、やわらかい雰囲気です話し合えるように工夫をこらし、他

に成年後見人意見情報交換会を開催し、現場のリアルな声を聞かせてもらい情報交換もしています。

現実的な解決方法、細かい不自由さ等についても話し合える貴重な場となっています。参加者は、日頃から専門職等とつながっていると力になってもらえるし、こちらも力にならなければならないと思うそうです。

「まずは、走り出してみることで、人の力を借りながらできることから一つずつやってみることが大事」とのお話がありました。

せたな町はこんな町です

- ★ 北海道の南西部、日本海に面した檜山振興局管内の北部に位置する。総面積は638.69平方Kmで、東京23区とほぼ同じ面積。
- ★ H17 瀬棚町、北檜山町、大成町が合併し、誕生。
- ★ 道内では比較的温暖な気候で、冬の積雪量も比較的少ない環境。
- ★ 人口 7,073人 世帯 3,933
- ★ 高齢化率 47.6% (3区の中でも、大成区では、最も高齢化率が高く60.3%)
- ★ 基幹産業は農林業と水産業。



和歌山県串本町の取組

和歌山県串本町は、令和4年3月に中核機関を設置しました。人口約1万5千人、高齢化率47.4%です。

中核機関を設置するにあたり、地域包括支援センター障害福祉グループで協議をするところからはじめました。串本町が単独、直営で中核機関を整備することを決め、要綱の作成や協議会委員へ報酬を支払うために条例の改正にも取りかかりました。併せて、国が行う研修も受けながら地域連携ネットワークの理解を深め、協議会委員への説明も行いました。中核機関設置時には看板を製作する予算を取らず、ラミネート加工したものをアクリル板に貼りました。予算や人材が少ない中でも他の課やグループとも協力し取組をすすめました。成年後見等のニーズは見えにくいけれども、権利擁護支援体制の整備は必ず、支援が必要な人の助けになるという思いで取り組み、相談窓口が明確になったことで相談件数も増えてい

ます。協議会には専門職団体から委員を推薦してもらうとともに、地元の金融機関や病院、警察等も入ってもらっています。準備には、思ったよりも時間がかかるため、取りかかりは早いほうがよいと感じたそうです。社会資源が少ないからこそ、ネットワークを構築し効率の良い支援を提供できるようにすることが必要であり、さらに中核機関のコーディネート機能を強化し、協力体制がとれる地域連携ネットワークを目指しています。

中核機関の窓口



(熊野新聞提供)

令和3年度は、予算を取らず、簡易な看板を製作しました。



令和4年度は、総務課で看板を製作してもらいました。

分科会2「中核機関のコーディネート機能強化の実践報告」

分科会2では、「中核機関のコーディネート機能強化の実践報告」と題し、香川県坂出市と坂出市社会福祉協議会、そして山形県山形市と山形市社会福祉協議会よりご報告をいただきました。

坂出市成年後見センターだより

坂出市成年後見センターでは、高齢者や障がいのある方が、その判断能力や生活状況に応じて、地域で安心して暮らしているように、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を活用して、さまざまな手伝いをしています。

なりきり寸劇団

ほのぼの座

坂出市成年後見センターでは、成年後見制度の広範・啓発活動のひとつとして、**出前講座**を行っています！

認知症などで判断能力が十分でない方が安心して地域で暮らすために、地域に求められることや本人の大切な財産や権利を守るための成年後見制度について、寸劇をまじえてお伝えしています！

また、Q&Aを交えて成年後見制度について、わかりやすく楽しく学んでいただいています！

地域の仲間づくり活動や老人会の方に依頼をいただき出前講座を行いました♪

出前講座のお問い合わせ・ご依頼は
坂出市成年後見センター
(坂出市社会福祉協議会内)

坂出市成年後見センター
成年後見制度に関する無料相談会

毎月第2・第4金曜日 13:00~15:00
参加費・申し込み費 0円 (無料相談会予約)

お問い合わせは ☎ 46-5038 (坂出市社会福祉協議会内)

香川県坂出市の取組

瀬戸内海に面した坂出市は、人口約5万人の市です。平成25年4月1日坂出市社会福祉協議会に設置した「坂出市成年後見センター」に、令和2年4月1日坂出市より成年後見制度利用促進体制整備事業を受託し、新たに中核機関の役割を担う「坂出市成年後見センター」として誕生しました。

坂出市社協は平成19年から法人後見事業（令和5年4月末現在21件受任）を、平成23年から市民後見人養成（坂出市主催、坂出市社協協力）を開始しました。

令和5年4月現在、19名が市民後見人バンクに登録して活動しています（市民後見人8件受任、累計26件、法人後見支援員8件活動）。市民後見人の活躍支援について紹介します。バンク登録者の有志で「なりきり寸劇団ほのぼの座」を組織して老人会、婦人会、サロン等で寸劇を交えた制度説明の出前講座を実践しています。シナリオや小道具も手作りで、笑いあり、涙あり？の寸劇に楽しく取り組んでいます。

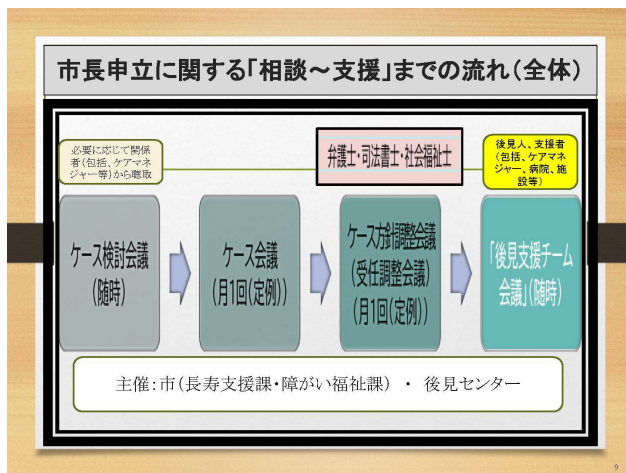
また、フォローアップ研修の一環として他市の市民後見人との交流会兼勉強会を企画したこともあります。互いの経験を語り合い、気づきを得たり、思いを深めたり、市民後見人の活動に改めて「やりがい」を感じていただき、モチベーションの維持・向上につながるような工夫にも努めています。

受任調整の場面では、専門職等委員が市民後見人の活躍について共通認識を持ち、まずは「市民後見人が受任できないか。そのためにどのような支援が必要か」との視点に立ち受任調整委員会が進行します。

法的課題解決後に専門職後見人から市民後見人への交代や、専門職後見人と市民後見人との複数後見など、市民後見人の活躍を期待した受任調整の強化に取り組んでいます。

一つとして市長申立に関する相談から支援までに必要な会議を効果的に運営することがあります。

まずは、①ケース検討会議（生活・親族状況から後見制度及び市長申立の必要性を検討）→②ケース会議（月1回、後見活動に必要な情報整理、受任候補者の検討等）→③ケース方針調整会議（月1回専門職参加、家裁オブザーバー）にて後見人受任候補者の協議・決定（リレー・複数後見の場合は、その理由も申立書に記載）や後見活動における課題の整理及び対応方針の検討（喫緊の課題に加えて、死後対応等の長期的課題）と丁寧に取り組むことを心がけてきました。



また、後見人就任後に専門的課題が生じた場合は、法律職などに相談できる「専門職派遣事業」も活用できます。

これまでの実践を活かして、今後は他市町村との情報共有含め連携にも取り組んでいきたいと積極的な方針を伺うことができました。

山形県山形市の取組

山形市は、人口約24万人の中核市です。平成25年に山形市成年後見センターが山形市社会福祉協議会に委託され、平成30年に中核機関へと移行しました。

山形市成年後見制度利用促進基本計画は①地域連携ネットワークの強化、②周知・広報、③相談対応、④成年後見制度利用促進、⑤後見人支援の推進の5柱を建て、山形市高齢者保健福祉計画と一体化して策定しました。潜在化している権利擁護支援ニーズ等について個別地域ケア会議等に参加して情報収集することや、ケースへの訪問をする調整体制の強化に取り組んでいます。山形市が大切にしていることの

地域連携ネットワークの構築に向け、地域の実情に応じた取組が求められます。セミナー報告自治体を参考にしながら、自身の地域ではどんなことができるかを、協議会メンバーと話し合いながら進めていくことが大切です。



市町村セミナーの資料につきましては、以下URLよりご覧いただけます。

厚生労働省HP「成年後見制度利用促進 第168回市町村セミナー（令和5年6月30日）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33426.html

3. 都道府県交流会の紹介

成年後見制度利用促進の都道府県交流会は、令和4年度にスタートし、本年度も、多くの都道府県や都道府県社協の担当者、都道府県アドバイザー等が毎月の交流会に参加されています。

都道府県交流会では、参加者同士が成功体験や、失敗、苦労した経験・体験を事例としてお話しいただくことで、日常業務のヒントとなる情報の共有を目的としており、ともにスキルを高めあう場となっています。今回のニュースレターでは、第1回～第4回の交流会のプログラムと、その中から第3回の様子をご紹介します。

【都道府県交流会プログラム一覧】

○第1回 講義「第二期成年後見制度利用促進基本計画における都道府県の役割」

厚生労働省 成年後見制度利用促進室

講義「成年後見制度について～事例を交えて」

日弁連 高齢者・障害者権利支援センター 副センター長 青木佳史弁護士

○第2回 テーマ「協議会の設置について」

実践報告：埼玉県 / 高知県

○第3回 テーマ「中核機関の立ち上げ支援とバックアップ」

実践報告：和歌山県

○第4回 テーマ「市民後見人の養成と活躍支援」

実践報告：長崎県・長崎県社会福祉協議会



令和5年7月12日に開催された第3回都道府県交流会では、「中核機関の立ち上げ支援とバックアップ」をテーマに、和歌山県福祉保健部の土谷実優様からご報告をいただきました。

和歌山県では、中核機関の立ち上げを支援するため、令和3年度から体制整備アドバイザーの派遣事業を実施しています。アドバイザーには、県内で先進的に権利擁護支援に取り組んでいる市町村・市町村社協のほか、専門職にも依頼しているとのことでした。

そして、令和元年度より圏域別・人口規模別で実施している意見交換会にもアドバイザーの方々に参加していただくことで、自治体と専門職との継続的な繋がりを構築するとともに権利擁護支援に関する自治体の理解を広げることができているとお話をいただきました。

また、自治体等の関係者に、協議会や中核機関の実際のイメージを持ってもらうことが重要と考え、そのための方法として工夫したのが、圏域別意見交換会での模擬事例検討です。模擬事例は専門職の方々の協力により作成しました。具体的な事例をもとに、参加者同士で権利擁護支援が必要な場面について話し合いを行ったそうです。

これらの取り組みを実施したことで、市町村・市

町村社協・専門職・県・県社協の連携がより一層深まり、成年後見利用促進の体制整備につながっていること、県がかかえる課題へのアプローチを通じて、市町村への支援につなげることができているとお話をいただきました。

受講者同士の意見交換では、中核機関の体制整備について市町村で温度差が生じており二極化が進んでいる状況がある、体制整備が進んでいない市町村に対して、都道府県担当者や体制整備アドバイザー等が現地に出向き協働して進めているなど、現状や体制整備の促進に向けた取組の工夫などについて様々な意見交換が行われました。

中核機関立ち上げ支援に係る県の取組

1 アドバイザー派遣制度（体制整備）

中核機関を立ち上げ実務に携わっている先進市町村・市町村社協職員だけでなく、**専門職にもアドバイザーを依頼**

<市町村からの声>

中核機関に加わってもらった専門職との関わり方や、就任依頼の方法が分からない・・・。

- ・ 今まで専門職と関わりがなかった自治体と専門職との組織的な繋がりの構築
- ・ 権利擁護支援に関する理解の浸透

4. 各種手引が改訂されました

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（国マニュアル）」並びに「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」が改訂されました。以下よりご確認ください。

● 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（国マニュアル） （令和5年3月改訂）

- ・サイトURL：「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00002.html

● 市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和5年7月改訂）

- ・サイトURL：「障害者虐待防止対策」内「通知・関連資料等」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

* ページ下部の「障害者虐待の防止と対応の手引き」参照

その他、「市民後見人養成研修カリキュラム及び市民後見人の活躍推進に関する調査研究事業」の報告書が公表されています。市民後見人養成研修の基本カリキュラムについても掲載されていますので、ご参照ください。
(<https://jichitai-unit.ne.jp/media/uncategorized/a29>)



5. その他

「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」について

総務省等において、令和5年8月に「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」が作成・公表されました。以下よりご確認ください。

- ・サイトURL：https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/

* ページ後半に掲載されています。

モデル事業取組報告会の開催について

「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施自治体による取組報告会を、オンラインにて開催いたします。

日 時：令和5年10月27日（金）終日

プログラム：モデル事業実施自治体からの実践報告

※申込方法等の詳細は、都道府県・都道府県社会福祉協議会等を通じてお知らせしています。

ご参加お待ち
しております！



6. K-ねっと Q&A

K-ねっとには、日々、市町村や中核機関、都道府県や都道府県社協などの皆さまから、様々な相談が寄せられています。その中から、問い合わせの多い質問とその回答についてQ&Aとして紹介します。

Q 市民後見人養成研修のカリキュラムを検討する際、何を参考に考えたらよいのでしょうか？

A 市民後見人養成のための基本カリキュラムが厚生労働省から示されています。基本カリキュラムは、市民後見人を養成するための最低限必要と考えられる科目等を「基本」として示したもので、研修を実施する各自治体において、地域の実情に応じてカリキュラムを検討する際の参考として活用いただくことが想定されています。

【参考】

- ・「市民後見人養成のための基本カリキュラムについて」
(厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡 令和5年4月26日)
- ・成年後見制度利用促進 第168回市町村セミナー(令和5年6月30日)資料
- ・担い手の育成について(市民後見人養成研修・法人後見実施のための研修等に関する取組)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001112982.pdf>

Q 市民後見人養成研修を修了した後、市民後見人に選任されるまでの間の活躍の場として、どのようなことが考えられますか。

A 例として、法人後見の支援員や日常生活自立支援事業の生活支援員、権利擁護や成年後見制度について広報・啓発活動を行う権利擁護サポーターなどとして活躍いただいている自治体があります。

【参考】

厚生労働省が示している市民後見人の基本カリキュラムについても、家庭裁判所から成年後見人等として選任されている人だけではなく、地域共生社会の実現のための人材育成や地域づくりという観点を踏まえ、市民の立場で地域の権利擁護に関わる様々な方達にも受講いただけるような内容として作成されています。

厚生労働省のホームページ(成年後見制度利用促進)では、次のような情報を掲載しています。

- 成年後見制度利用促進専門家会議について(会議開催の状況、提出資料など)
- 施策の実施状況、取組状況調査結果(令和4年度結果を掲載しました)
- 成年後見制度利用促進に関する資料・各種手引き等
- 成年後見制度利用促進ニュースレター
- 自治体事例紹介
- 意思決定支援に関するガイドライン等
- 通知・事務連絡等(令和3年3月以降)



厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

検索

権利擁護支援体制全国ネット：K-ねっと事務局(運営：社会福祉法人全国社会福祉協議会)
TEL 03-3580-1755 (受付時間：月～金 9:30～17:30) ✉ k-net@shakyo.or.jp